

明代後宮と后妃・女官制度

前 田 尚 美

はじめに

中国歴代王朝を通観した場合、亡国の原因が后妃やそれに付随する外戚、宦官がもたらした弊害に求められることが少なくない。そのため歴代皇帝は、王朝の衰退や滅亡につながる后妃の垂簾聽政・宦官の政治介入、あるいは外戚の跋扈を防ぐべく、さまざまな対策を講じてきた。しかし最終的には、どうしてもそれらの弊害を食い止めることはできず、多くの王朝が滅亡を迎えていることは周知の事実である。

こうしたなかで、明代は漢・唐と並んで宦官の弊害が大きかった反面、后妃や外戚の弊害は、明一代を通してほとんど存在しない。その理由として、洪武帝が建国当初に、后妃が政治に干渉しないように厳しい制度や法律を作り、統制したことが継承・保持されたことが大きい。永楽年間以降、宦官の権力掌握を許すような状態が生まれた一方で、后妃については皇后以下、女性が権力を握る事を禁止した原則は厳守され続けた。⁽¹⁾

では、明代では后妃が権限を握る機会がなかったのかといえ、決してそうではない。たとえば后妃や外戚が権力を握る大きな機会の一つとして、皇帝が幼いことによって母后や皇太后が行う垂簾聽政が挙げられるが、明代でも幼少の

皇帝を戴くことがなかったわけではない。⁽²⁾ たしかにこうした非常事態に際して皇太后は、若い皇帝の即位前後に生じる問題の收拾に尽力しているが、事態が収まった後は、垂簾聽政を行うことはおろか、大臣からそれを願ひ出られても拒んで⁽³⁾いる。さらには皇帝の急逝、後継者の不在による皇帝不在期間にあつても、皇太后は懿旨によつて、最終的な決定を下している。この際に出された懿旨は、廷臣たちに最優先で尊重されていることから、皇太后が絶大なる権力をもつていたことが窺える。しかし、新皇帝の即位後に続けて政治介入することは明代には見られなかつた。⁽⁴⁾

同様に外戚についても、永楽帝皇后徐氏が自分の一族への優遇を拒んでから、⁽⁵⁾それが一つの風潮になつたようで、ほとんどの皇后が皇帝の外戚に対する優遇を拒否している。こうしたこともあり結局、外戚が大きな権力を持つこともなかつたのである。

このような特徴をもつ明代の後宮制度だが、これまで専門的に研究がなされていない分野であり、十分に解明されているとは言いがたい。特に我が国では、後宮の制度面に関する論考は皆無といつてよく、その実態に言及することもほとんどない。それゆえ本稿では、明代後宮の女性たちに焦点を当て、その実態と役割を分析することで、明代後宮制度を解明する一助にしたいと思う。

第一章 明代の後宮制度

第一節 洪武帝の婚姻政策

中国の歴代王朝において後宮は、ほぼ例外なく多くの女性と、それをとりまくさらに多くの宦官によつて構成されてきた。後宮は外戚の弊害や、宦官禍が生まれてくる場所であることは正史が如実に示すところであり、また歴代王朝はそのことを重々承知した上で後宮を組織するに当たり、両者の政治介入を防ぐ方策を模索してきたといえよう。

そうした中で明代は、宦官禍が他の王朝に比べても非常に大きいものであった反面、政治を左右するような強力な外戚はついに生まれなかった。その理由はなんなのか。

結論から言えば、明代の後宮女性が基本的には民間から、つまり権力をもっていない家の女性が集められたこと、そして皇帝や皇后自身によって外戚に対する封爵が制限されてきたことに、その理由を求めることができるであろう。

明代で後宮が初めて組織されたのは、言うまでもなく初代洪武帝の時代である。洪武帝は多くの妃嬪からなる自らの後宮を組織する一方で、その即位前後に誕生した多くの子女の婚姻も大に行っている。この二つの動きは、皇族とその眷族を増やすという意味では同じものである。それが同時進行したということは、その中で洪武帝の婚姻観ともいべき共通した意識がはたらいっていると考えられる。まずはこうした動きと、その後の後宮に対する動きとの関係について考察してみたい。

洪武帝の子女の結婚については、洪武四年に皇太子（長男）及び秦王（次男）に妃を迎えたものが一番早い例である。妃を選ぶ理由として、まず皇太子妃を迎える際には、「昔、天下に君臨したる者は、必ず後嗣を重んじて万民の主となし、皆手柄や徳のある家の貞良な女子を選んで妻とさせた」⁽⁶⁾、秦王妃の時は、「朕は天下に君臨し、諸子を冊封して王とするに、必ず名家の賢女を選んで妃として」と、ほぼ同様の内容を挙げてゐる。

この二つの例には、いわば名家の貞節で賢明な女性を妃に迎える、という姿勢が一貫して窺える。その後も、『明太祖実録』における皇族の婚姻に関する記事には、必ずといっていいほど「名家」「良家」という文言がついてまわっていることから、必須条件であることがわかる。これは民間あるいは権力を持たない家などとは真逆のように感じられる。しかし肝心の家、及び女性についての具体的な内容や条件は示されておらず、また史料的に明らかにすることはできない。洪武六年に編纂された『祖訓録』にも、

天子及び親王の皇妃宮人等は、必ず良家子女から選んで結婚すべし。大臣の進送をうけてはならない、姦計の恐れがある。倡妓と狎れ近づくことも許されぬ。⁽⁸⁾

と述べるだけで、やはり具体性に欠けている。ただし大臣からの進送を受けないという禁止事項は、権力を持つていないという家に対する条件であり、外戚の政治関与を防ぐ意思と見ることが出来る。⁽⁹⁾

その一方で実際の婚姻事例をみると、建国から洪武二十四年前後までは開国功臣、それも軍権に関与する爵位家などの子女との婚姻しかないといっても過言ではない。たしかに大臣に限らず「進送」は受けてはいないものの、こうした功臣の子女との婚姻は、有力な外戚を作るための布石を自ら打つ行為ともとれる。この点について佐藤文俊氏は、軍事権を与えられ各地に冊封された諸王たち対し、功臣の軍事的補佐を期待してのことと述べている。⁽¹⁰⁾ まさしく、当時の洪武帝にとつて都合の「良い家」を選んだ結果といえよう。

しかし、こうした状況は洪武二十四年以降に変化がみられるという。⁽¹¹⁾ 『明太祖実録』洪武二十七年正月丙寅の条では、礼部に勅して、河南・北平・山東・山西・陝西の職官及び軍民の家、または前朝の官家の女性で、十四歳以上十七歳以下、容姿にすぐれ健康で、家のしつけがよい者を、父母に送らせて京師にこさせて、選んで妃とさせた。⁽¹²⁾

とあり、家については華北の文・武官や元朝の旧臣下と指定し、女性についても年齢、容貌、健康面、道徳など、細かく規定している。これは婚姻対象者が、開国の功臣としなくなったことを意味しており、家ではなく女性について細かい規定をすることで、かえって外戚になる家の範囲は広がったともいえる。実際の婚姻事例をみると、地方の軍の將校・文官の家が中心になり、永楽年間に入ると、諸王の権力を削ぐ動きのなかで、政権との関わりが少なく、道徳などに問題のない民間の子女が対象になっていくことになる。⁽¹³⁾ 明中期には、正統帝が皇后の家の身分が低いことから、爵位を贈ろうとして皇后自身が断るという状況となっている。⁽¹⁴⁾ このように、外戚になる前から国家権力や

軍事権に影響力を持っていない事が、選ぶ上で重要視され、また外戚が力をもたないよう、女性の方からはたらきかけていたことがわかるのである。

では民間の子女は、どのように集められたのであろうか。そこには「秀女制度」と呼ばれる、後宮女性を選抜する特別の制度が存在していたことを知る必要がある。

第二節 秀女制度

後宮に入る女性を選抜するということは、明代に限らず古来より行われ続けてきたことである。こうした「秀女選(15)び(選秀女)」のためにわざわざ民間の婚姻を禁止したり、未婚者を隠した家の家長を死刑にするなど、強引な手段がとられていたようである。また、民間でも「秀女選(16)び」ごとに未婚者を隠したり、婚姻を急いだりと抵抗していることから、ひどく嫌われていた様子も見て取れる。明代においては、「秀女選(17)び」があるという流言のみで、江南を中心に大混乱が起こる例が非常に多い。すべては流言ではあるが、社会的に多大な影響を与えていたことがわかる。では、これほどの影響力をもった明代の「秀女選(18)び」とはどのようなものだったのか。

明代の後宮女性選抜制度については、『廿二史劄記』の「明代の秀女選(19)びの制(明代選秀女之制)」でその特徴が述べられている。そのなかでこうした体制が取られた理由について、民間の女子は君主の儉約の政治を助けることができること、そして強力な外戚の誕生を恐れることである。しかし「秀女」という言葉は、明代では使用されている例は実は極めて少ない。『明実録』では隆慶二年十月の条で使われているのみで、その他の史料にも見ることができないのである。これはどういうことなのか。

そもそも「秀女制度」という言葉であるが、『廿二史劄記』の著者である趙翼が生きた清代には、たしかにそう呼ば

れる後宮女性選抜制度が存在した。ただし、清代と明代とでは性質が異なっており、民間から広く集められた明代に対し、清代では三年に一度、それも八旗の女性に限って選抜されたことから、民間におよぶことはなかった。しかしそれでも江南を中心に朝廷が秀女を選ぶという噂のみで、巷間が大混乱に陥ったことが度々あった。こうした傾向は明代から見られるものであるが、²⁰そこでも秀女という言葉は使われていない。つまり「秀女」は清代ではともかく、明代ではあまり使われた用語ではなかったと考えられる。その意味で後宮女性を選抜する制度は、一般的に「秀女制度」と趙翼にならって言い慣わされているか、実際はそうでなかったといえるであろう。

では、明代の後宮女性を指す言葉としてはどのようなものがあるのだろうか。「明実録」だけを見ても、「宮女」「民間女子」などさまざまあつて、一定しているとはいえないが、特徴的な言葉として「淑女」がある。

この言葉は嘉靖年間以降、特に多くみられる表現であり、だいたい千人単位で集められている。こうした「淑女」は明代の初期こそ北京・南京の両京が重んじられたため江南出身の女性も多くいたが、次第に北京周辺で集められるようになっていく。実際に、嘉靖時代以降になると『明史』后妃伝を見ても北京周辺出身者が増えている。その理由について『廿二史劄記』では、民間が乱れる事を怖れたこととして²¹いる。これは嘉靖帝の祖母で、成化帝貴妃であった邵氏が江南の女子を入宮させないと言ったことを、当時の人が「良言」としたということからも、江南での後宮への入宮に対する騒動が、無視できないほど激しいものであったことが窺えよう。²²

嘉靖年間で「淑女」は、後宮女性を指す言葉としてほぼ固定されたが、明代初期では「女子」と表現されることが多いようである。しかし「女子」についてはまったく同じ日に、まったく違う条件を提示して求めている例がある。『明太宗実録』洪武三十五年八月甲寅に、

上（永楽帝）が礼部の臣に言われるに、今諸王ならびに世子・郡王の多くは未婚である。河南・山東・山西・北平

の諸司に命を下して官員軍民及び前朝の故官の礼法の家を訪求し、結婚適齡期の女子で、容貌は美しく、行いが慎み深い者であれば、官が舟車を支給し、父母に京師に送らせ選擇に備えさせよ。

民間の識字婦女を求めて内職に充てる。上が礼部の臣に言われるに、國家を考えるに古くは六尚の官を置き、内事を治めていた。旧制では民間の識字婦女を選んでそれに充てていた。今、六尚に人がいない。礼部は内外に榜示して、軍民の家で、字が読める婦人で三十歳から四十歳、女子で十七歳以上、容貌にかかわらず、選に赴くことを願う者があれば、官で驛舟を支給し、その父母に京師に送らせよ、審査して職を授け、それに見合った俸給を親に与え、その上でその家に返す。婦人で五十歳に至って郷里に帰ることを願う者、女子で十年以上つとめて、家に帰ること及び嫁ぐことを願う者は、ともに許す。⁽²³⁾

とあるように、同じ「女子」でも後宮内の役割が異なっていることがわかる。一方の「女子」は、河南・山東・山西・北平と華北に出身地を限定した上で、「容貌は美しく（容貌端厚）」「行いが慎み深い（德行脩謹）」こと、つまり器量や性格の良さが求められている。しかし他方の「字が読める婦女（識字婦女）」は、「容貌にかかわらず（不拘容貌）」と断りがあるように、容姿ではなくむしろ技能面が求められていることが見て取れる。また、女子の十七歳以上と、婦人の三十歳から四十歳も同時に募集されていること、採用されるとその家に対して金が支払われ、徭役などの免除が明記されていることも特徴である。このように、女子ばかりか婦人まで募集し、しかもそれに条件がついているという例は、明代の早い時期からみられる。『明太祖実録』洪武五年六月癸未の条では、「書に通曉している（通曉書）」が条件に示されている反面、この条件に合致しても二十歳未満の者には金を与えて家に帰らせている。⁽²⁴⁾このことからこの例による限り、求められている女性は二十歳以上の者ということになる。この明らかに「淑女」とは異なる性質の後宮女性は、少なくとも明代中期以降では「宮女」という言葉で呼ばれることが一般化したようである。

このように、同じ後宮女性といっても「淑女」と「宮女」では選抜条件、つまり募集目的が異なっているのである。それを端的に表しているのが、『万曆野獲編』補遺卷一、宮闈、選江南女子の記述であろう。

民間の女子の十三歳以上十九歳以下、婦人の三十歳以上四十歳以下の夫がない者で、宮中で仕えたい者は路銀を与えて京師に赴かせた。思うに、女子とは六宮に備え、婦人とは六尚にあてるものである。⁽²⁵⁾

「六宮」とは、『礼記』では天子が設置すべきものとされ、天子を中心とする男性の官爵制度と対応させて、三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻など、六宮内の女性の人数や地位が制定されている。⁽²⁶⁾これは天子に仕える女性、特に后妃をさしていると考えられる。他方の「六尚」は、唐代に設置された女官制度のことである。その原型は隋代にあるが、唐代において整備されており、やはり政治（男性）の機構として整備された六部に対応するように、作られている。

つまり後宮内には「六宮」と「六尚」の二つの異なった機能が存在していたということになる。さらに女子・未婚者は六宮に、婦人は六尚にあてられたというのは、それぞれ目的が皇帝との婚姻（后妃）と後宮での使役（女官）に分かれていたということである。そう考えると「淑女」は后妃を、「宮女」は女官を指す言葉であると、定義づけることができ、一言で「秀女制度」といわれてきたものが、実際は「淑女（后妃）選び」と「宮女（女官）選び」に二分されていたと理解できよう。このように後宮女性と一言でいっても、后妃と女官と二種類の存在があり、選抜目的からもわかるようにこの両者は明確に区別せねばならない。

第二章 宮女選びと女官制度

第一節 宮女選び —— 女官選抜制度

後宮女性は大きく女官と后妃に分ける事ができるが、求められている目的や役割がどうであれ、後宮に入つて皇帝に

仕えるという点では共通している。つまり、広い意味で後宮女性は全員を女官と言い換えることもできるのである。そのことから、はじめに女官について細かく分析を加え、狭義での女官を明らかにしていきたい。

まず「宮女」、つまり女官として選ばれる女性たちは、どのような人であったのか。

明代初期は「宮女」と呼ばれていたわけではないようであるが、選抜に関する規定としては、先述した『明太祖実録』洪武五年六月癸未の条が初出である。

奉御の張和・蔡旺らを遣わし、蘇州・杭州で民間の婦女で書に通曉し、後宮に入ること願う者を選び、四十四人を得てその中で任に堪える者十四人は、すでに職を授けて、各々に白金三十七兩を与えその家を救済した。また、二十歳に満たない三十人には、白金二十兩を与えて家に帰し、嫁ぐことを許した。すでに職を授けられた者の家は、役人に命じてその徭役を免除させた。⁽²⁷⁾

ここでは、選ばれる条件は「書に通曉している（通曉書）」ことであるが、特徴としては条件に合致しても、二十歳未満の者は家に帰らせていること、また募集地域を江南に限定していること、選ばれた女性の家には金銭が与えられていることが挙げられる。

こうした特徴や条件は次第に変化していき、洪武十四年春正月庚子の条になると、さらに細かい規定がされることになる。

蘇州・松江・嘉興・湖州、及浙江・江西の役人に敕諭する。民間の女子の十三歳から十九歳、婦人の三十歳から四十歳までの夫のない者で、容貌の妍醜を問わず、健康な者で、後宮で働きたいと願う者は、女子に六十錠、婦人に五十錠を与えて路銀とし、京師に赴かせよ。⁽²⁸⁾

洪武五年と比べてみると、江南地方でも選抜する地域が限定されていること、選ばれた女性に金が支給されることは

変わらないが、それは京師までの路銀であることが明記されるようになってくる。ここで注目すべきは、洪武五年では採用されなかったはずの二十歳以下の女子、それも十三歳から十九歳との年齢範囲を限定して、三十歳以上の婦人ともに採用されているという採用年齢の変化と、容貌よりも健康面の重視を強調していることの二点であろう。

この二点について詳しく見てみると、まず年齢面では、特に婦人は洪武五年では二十歳以上であったものが、洪武十四年では三十歳の、それも「夫のない者（無夫者）」になっている。さらに、『明実録』以外の史料の記述でも、「宮女」には健康面、さらには読み書き、計算などの教養が必ずといつていいほど条件として挙げられている。⁽²⁹⁾ また「容貌の妍醜を問わず（不問容貌妍醜）」と表記されていることが示すように、「宮女」は外見よりも身体面・能力面を重視される存在であったといえよう。加えて、江南地方に限定して選ばれたという点について『万曆野獲編』補遺卷一、官闈、選江南女子には、「華北出身者は文理に明るくないため、江南出身者を選んだが、一人として美麗な者はいなかった」と特筆されていることから、容貌はまったく問題にされないこと、教養の高さから江南出身者が女官には多かつたことが窺えるのである。⁽³⁰⁾

「宮女」選抜の規定を総括すると、未婚女性では十五歳前後以上、または婦人で四十歳以下。就労期間は最大でも十年。⁽³¹⁾ それ以降は実家に帰って結婚することも、また残留する事も許された。⁽³²⁾ こうして女官になった女性の家には、金銭が与えられる他に徭役免除の特権も付与され、それは女官をやめて結婚してもそのまま続行された。『明英宗実録』正統八年六月の条には、元女官の孫が免税の途絶えを訴えたところ、その要求が認められ免税が続行された事例が挙げられている。この記事以降、同じような記述は見当たらないが、少なくとも明中期ころまでは、こうした制度が機能していたと考えてよいだろう。⁽³³⁾

当時読み書きができる女性がどのくらいいたのか、それをはっきり示す史料はない。ただ、読み書きができるという

条件から、ある一定の地位や知識人階層出身者にどうしても限定されてしまうと考えられる。しかし、弘治帝生母紀氏は中国西南地方の土官の娘で、女官の一種で後宮の書記官である女史という地位についていた例もあり、ここまで見てきた条件を満たしてさえいれば、出自は問われず「宮女」となることができたといえよう。⁽³⁴⁾

先述の通り「宮女」選びの記述では、「容貌妍醜を問わず（不問容貌妍醜）」やそれに類する言葉がたびたび使われている。これは、もう一つの後宮女性選びが容貌を最重要視することを示し、「宮女」と「淑女」との違いを明確にするものであると同時に、女官を選ぶ基準が容姿ではなく、読み書きなどの実務能力を重視していることを強調するものともいえよう。では、能力重視で集められた「宮女」が後宮で果たした役割や、扱いはどのようなものだったのだろうか。

第二節 職掌と設置目的

「宮女」の選抜が洪武五年に始まっていることからわかるように、洪武帝はかなり早い段階から女官制度の確立に着手しており、史料としては『明太祖実録』呉元年十二月丁未の記述が初出であると思われる。⁽³⁵⁾ 洪武帝が皇帝として即位する以前から制度を作っていたことは、洪武帝の力の入れようを示しているといえようが、この段階では設置の指示のみであり、明確な仕事内容や機構、人数などは示されておらず、実際の内容や実態は定かではない。具体的な機能を備えるようになるのは洪武五年である。⁽³⁶⁾ このことを『明史』后妃伝では簡略に、

六局一司を定める。局は尚宮・尚儀・尚服・尚食・尚寝・尚功、司は宮正といい、秩祿は皆正六品である。局ごと⁽³⁷⁾に四司を統括し、局の下に二十四司が属し、尚宮局が六局を総轄していた。責罰については宮正司がつかさどった。

としている。より詳しくみると、尚宮局は六尚を総括して文書の出納を管理し、尚儀局は儀礼、尚服局は宮内の服飾、尚食局は内膳、尚寝局は燕寝、尚功局は女工を監督し、宮正司は責罰を担当した。その他各局とその下の四司での具体的な仕事と人数、品秩、及び書記官である「女史」の人数が規定された。⁽³⁸⁾ その後、洪武年間にさらに二回にわたって女

官制度は手が加えられ、人員・品秩などが増すことになるのである。

洪武五年に続いて洪武十七年には、各局の長は一人とされ、品秩も正五品に昇格し、各局の下にある四司も正六品と規定された他、四司の下に四掌（合計二十四掌）が設置された。⁽³⁹⁾

洪武二十八年には、洪武十七年に定められた品秩がさらに改められたのみならず、各局の司と掌の間に四典（合計二十四典）が増設され、設置人数の増員が行われた。特に尚儀局には四司・四典・四掌、そしてそれに書記官の女史が数名いる他に、后妃が皇帝から寵愛をうけた日付を記録するために、正六品の彤史二人が新たに設けられた。⁽⁴⁰⁾

このように、呉元年に制定された女官の機構は、洪武五年に沿革が作られ、それを基礎にして洪武十七年、洪武二十八年の改定を経て完成したと考えられる。制度の充実とともに、女官の総数も洪武五年では九十三人（官が七十五人、女史が十八人）であったものが、最終的に二百八十三人（官が百八十七人、女史が九十六人）と大規模なものになっていった。また、こうした女官たちのために後宮内に教育機関もあり、その成績次第で書記官である女史や、儀礼を先導する女秀才といった地位へ昇進もできるようになっていた。⁽⁴¹⁾

さて、このように女官制度の改定を何度も繰り返した洪武帝であるが、洪武五年に女官制度を制定する際、洪武帝は具体的な人数や内容に関して漢・唐の例をあげている。そこで洪武帝は、兩王朝の制度では人数が多すぎることを指摘した上で、「女寵を防ぎ、法を将来に垂れる」ために改良を命じている。⁽⁴²⁾ その結果、女官の人数は唐代に比べて減っており、そのことは『明史』后妃伝の序文に特筆されている。これは洪武帝が唐を強く意識していたことを示すものである。⁽⁴³⁾ 実際には「六局一司」という機構自体は明代独自のものであるが、六局については唐代にみることもできるのである。

唐代では朝廷において設置された六部二十四司に照らし、後宮においても尚宮・尚儀・尚服・尚食・尚寝・尚功を六尚とし、その下に各四司（合計二十四司）を設置しており、洪武帝が女官制度の基礎を唐の制度に求めたことがわかる。

しかし、それはあくまで基本的な構造のみであり、洪武帝自らが積極的に何度も修正を加えたことで、より効率的な女官制度を確立させたと考えられよう。

では、なぜ洪武帝はこのように女官制度の確立に力をいれたのであろうか。洪武帝が女官制度の整備に最初に着手したのが、明朝樹立以前であったということは、それだけ女官制度の充実が急務であり、唐の制度を手本にしてまず形だけでも作り上げた上で、改良を加えていったと考えられる。明朝は誕生してはいないとはいえ、呉王として自立した洪武帝は国家としての体制を作り上げていく過程のなかで、やはり自らの後宮も組織していく必要性が出てきたのである。后妃たちに関する記述である『明史』后妃伝の序文に、「明太祖は昔の女禍に鑑みて、綱紀を作り、まず内教を厳しくした⁽⁴⁴⁾」とあるように、洪武帝は后妃が政治に介入することを強く警戒していた。実際、元末は后妃が大臣や僧侶と接触をもつことができ、それが亡国の原因の一つと見なされている⁽⁴⁵⁾。そのため明皇室の家訓ともいべき『皇明祖訓』は、后妃が政治に干渉することを厳しく禁じている⁽⁴⁶⁾。女官を設置し、後宮内の文書や金銭の扱いを一手に担わせるということは、后妃の外臣との接触や、政治介入を防ぎ、後宮内を管理する目的があったと考えられる。

あえて繰り返せば、后妃と女官とは別のものとして理解する必要がある。女官は後宮で皇帝の子孫繁栄のために奉仕する存在の中にいながら、基本的には婚姻の対象とはならない。基本的にといえるのは、女官でありながら皇子を生んだことによつて妃の位を得た例もあり、皆無とはいえないからであるが、そうした例は極めて稀である⁽⁴⁷⁾。このことを考えても、やはり女官と后妃は基本的に違う存在、同列に扱うことはできないといえよう。では、后妃とはどのような存在であったのか。次章では后妃について考察を加えたい。

第三章 后妃と宮人

第一節 淑女選びとその扱い —— 后妃選抜制度

「宮女」を求める際にたびたび登場する「容貌の妍醜を問わず（不問容貌妍醜）」の文言は、女官は容貌よりも能力を重視することを示すと同時に、「宮女」ではない後宮女性である「淑女」を選ぶ基準は、何よりも容貌が重視されたことを、如実に物語っている。

洪武年間初頭は「良家」のみであった「淑女」の条件が、初めて具体的に示されるのは洪武二十七年正月丙寅の条のことである。そこでは前述の通り、華北に出身を特定している他、年齢は十四歳から十七歳、容貌が良く健康で、礼儀もきちんとしている者とされた。しかし、この後には出身地は言及されず、年齢も成化帝貴妃萬氏が四歳で入宮しているなど、十歳以下の例もないわけではないが、通常はだいたい幼くても十三歳、最高でも十七歳であることから、およそ十五歳前後と考えてよいだろう。

そして後宮内に入ってしまうと、万曆帝生母李氏の「母は子によって貴い、どうして母親の身分に差が生じようか」という言葉が表すように、皇子を産むことによって身分が決まることが原則であった。例えば、永楽帝賢妃の権氏は朝鮮から献上された女性であったし、成化帝貴妃で嘉靖帝の祖母にあたる邵氏は、貧しさのために宦官に売られたことから入宮にいたっているように、「淑女」の入宮前の出自は、まったく問題にならなかった。⁽⁵¹⁾

こうした「淑女」の多くは宦官を派遣して集めていたようであるが、噂だけで混乱がおきることからわかるように、民衆からはひどく嫌われていた。宣教師セメードの報告によると、后妃候補者は各地から京師に集められた後、身体検査をされ、検査をする担当者に入らないところがあれば落第となり、名誉を重んじる人は誰もそんなことをしない

とある。⁽⁵²⁾しかし、とにかく多くの女性が集められたことだけはたしかなこと、清の康熙帝の言葉に「明末には宮女が九千人、宦官が十万人おり、飲食物が行き渡らず、日々餓死する者がいた⁽⁵³⁾」というものがある。ここでは清代ということもあり、「宮女」は後宮女性一般を指す言葉として使用されていると考えられるが、その内容はあながち誇張とはいえない状況であった。

こうして集められ、選ばれた多くの「淑女」たちにも、皇后を頂点とした内廷での厳しい序列が存在した。「明史」后妃伝の序文には、「妃の位号は賢・淑・莊・敬・惠・順・康・寧とする⁽⁵⁴⁾」とあるが、これだけでは決して済まず、これ以上の多くの妃と、それ以外の女性たちが後宮には存在したのである。

たとえば永楽年間までは設置され、その後は史料上に見ることができない昭容・昭儀・婕妤・美人⁽⁵⁵⁾は皇后以下では最高位である貴妃の上に、皇貴妃が設けられ⁽⁵⁶⁾、嘉靖九年には妃の下に新たに九嬪が設置されるなど、妃嬪の号も増減があった。

九嬪を例にとれば、嘉靖九年十月、当時まだ皇子がいなかった嘉靖帝に、大学士の張璠が後継者を得るために設置するように上奏したことによる⁽⁵⁷⁾。京師付近から多くの女性が集められて三十人が選抜され、さらにその中から嘉靖帝生母蒋氏（章聖皇太后）によって九人が選ばれ、嘉靖十年三月に正式に嬪の位に冊封された⁽⁵⁸⁾。「九嬪」とは后妃の階級が完成した唐代では、妃の下の位であり、昭儀・昭容・昭媛・修儀・修容・修媛・充儀・充容・充媛の総称である。しかし、今回新たに置かれた九嬪は妃の下の身分であることは同じだが、唐代とは名称を異にし、選ばれた九人は、それぞれ徳嬪・莊嬪・寧嬪・麗嬪・惠嬪・安嬪・和嬪・僖嬪・康嬪に冊封された。この中には、当時の皇后張氏が廃された後に皇后になる方氏や、隆慶帝生母杜氏も含まれており、彼女たちの中で杜氏等数人が子女を生み、妃に格上げされた⁽⁵⁹⁾。しかし九嬪はその後も補充され、後宮女性の数をひたすら増やし続けた。そのため、冊封しきれず捨て置かれた、未封妃嬪

が出てくる有様であった。

こうした未封妃嬪は嘉靖年間、それも嘉靖二十九年以降にのみに見られるものであり、『明世宗実録』で名前が拾えるだけでも、未封妃は十九人、未封嬪は十七人にもなり、彼女らは死後、追贈する形でなんらかの地位が与えられている。『明世宗実録』によれば、未封妃嬪の例の初出は嘉靖二十九年三月で、それ以前に見られない。⁽⁶¹⁾それはこの年に未封妃嬪の葬送儀礼が作られたからである。⁽⁶²⁾しかも未封妃嬪三十六名は、死後に地位を追贈されたため名前が残されたのであって、嘉靖二十九年以前に追贈もされなかった無名の妃嬪が、数多くいたことはまず間違いない。

また、その他明末には妃嬪とともに「選侍」「淑女」という文言が度々見られるようになるが、後者は先述のように妃嬪候補を指す言葉として使用され、また「淑女」という地位に冊封された形跡はない。冊封された様子がないという点では、「選侍」も同様である。三案の一つで、泰昌帝急死に際して皇太子を盾に乾清宮に立てこもった、いわゆる「移宮」を起こした西李は、「選侍」であり、泰昌帝の寵愛があったのはたしかであるが、后妃ではなく、また「淑女」ともいわれていない。以上のことから考えると、少なくとも明末では後宮内においても品秩や号を与えられていない女性を「淑女」と呼び、同じく未冊封であっても、皇帝の寵愛があれば「選侍」という呼称が使われていたと考えられよう。

総括すると、后妃制度は当初は皇后・貴妃・妃・昭容・昭儀・婕妤・美人という形であったが、昭容以下については永楽年間以降、史料上に現れなくなる。しかしその後、妃の上に皇貴妃、さらに妃の下に九嬪が設置され、最終的な形としては皇后・皇貴妃・貴妃・妃・九嬪・選侍・淑女と考えられる。この中に才人を加える向きもあるが、才人は皇太子の妃嬪の一つであり、⁽⁶³⁾皇帝の后妃制度としては、嘉靖九年に九嬪が設置されて完成したとみていいだろう。

后妃の設置目的は後宮の事務をこなす女官と異なり、皇帝の子孫を産むことである。つまり後宮に入った時点で皇帝と結婚しているとみなされ、ある一定の期間を過ぎれば実家に帰ることも、結婚することも許されていた女官と違い、

后妃は一生後宮から出ることは許されなかった。極端な話として『典故紀聞』には次のようにある。

宮妃以下は、病氣になつたとしても医者を入宮中に入れることはなく、その症状にあわせて薬を取り寄せるのみであつた。⁽⁶⁴⁾

こればかりではない。先述の通り、洪武帝は后妃が宮中の外に出ることや、手紙を書くなどの外部との接触を厳しく禁止する措置をとっている。こうした洪武帝の厳しい態度は、明朝初期の統制的な体制を端的に示すものだろう。しかし、これは宮廷内の秘密保持の目的もあつて、后妃たちに過酷な運命をかすことになる。

まず后妃は病氣になつても、医者に診せることはかなわない。後宮で年老いた者や罪を得た者は「浣衣局」に送られ、そこで死ぬのを待つものとされた。宮中の事情を外部に漏らさないようにするためにも、この方法が「至善」とされたのである。こうして亡くなると、北安門裏にあつた「安樂堂」に送られて棺に入れられて火葬され、親族がいない場合は「浄樂堂」にある東西二つの塔の下にある井戸に骨が入れられることになつていた。こうした一連の動きは「内安樂堂」と言われるところから発せられており、宮廷内の情報をもらさないために、一度入ると二度と出られない原則のもと、死後処理する施設も備えられていたといえよう。⁽⁶⁵⁾

このように、「淑女」選びによつて選ばれた皇后を頂点とする后妃、そして「宮女」選びによつて選ばれた後宮の事務の一切を行う女官とは、選抜条件から入宮後の制度、そしてその後の扱いに至るまで、厳然とした区別があることがわかる。后妃と女官とは、同じ後宮内にいる女性ではあるが、果たす役割が違うことから異なつた制度によつて統制されていたのである。

しかし、ここで疑問が生じる。女官は明らかに事務のために存在しており、また人数も三百人程度と少数である。ところが、歴代皇帝たちは在位中に何度も「淑女」選びを行つており、そのつど百人・千人の女性が集められている。こ

うした多くの后妃たちの身边に仕える人員がいたはずであるが、これを女官が務めているようには見えない。また、たった数百人の女官で千人を確実に超える后妃たちの用を、できるとはとても思えない。つまり、後宮内には后妃でも女官でもない、別のカテゴリに入れざるを得ない女性がいたと解釈する他ないのである。

そう考える根拠として、万暦年間において、後の泰昌帝の立太子を万暦帝が渋った理由を述べた言葉として、「彼（泰昌帝）は都人の子である」というものがあり、「都人」とは当時「宮人」をそう呼んでいたとある。⁽⁶⁶⁾ 泰昌帝生母王氏はもとは万暦帝生母李氏に仕える「宮人」であったと『明史』后妃伝にはあるが、「宮人」は万暦帝の言葉からも、身分がかなり低いことが窺い知れる。しかし『明実録』他、どの史料にも「宮人」という地位に冊封したという記述を見出すことはできない。

第二節 宮人という存在

女官でも妃嬪でもない、それは位も品秩もないということ、つまり後宮内では最下層に位置づけられる。その「宮人」という言葉は、当初は広く後宮女性全般を指す言葉の一つとして使われていたようである。⁽⁶⁷⁾ しかし、明の制度や体制が整うにつれ、「宮人」という言葉にも多少の変化が現われてくる。

まず洪武五年に、后妃と同様に宮人の冠服も制定されている。⁽⁶⁸⁾ 同時期に制定された女官制度の職掌には宮人の名前や戸籍・給金の管理も含まれており、⁽⁶⁹⁾ また明代を通じて、後宮の人数が多すぎるとして「宮人」の解放を求める上奏が廷臣たちからしばしば出されている。⁽⁷⁰⁾ ほとんどの場合、解放が行われることはなかったが、成化年間には一度実行されている。⁽⁷⁰⁾

このことから、少なくとも洪武五年には「宮人」の存在は制度化されており、当初の後宮女性全般を指す言葉から、

后妃・女官以外の後宮女性を指す言葉となったと考えられる。そして、後宮のことをあずかり知る立場にないはずの廷臣たちが、人数削減として「宮人」の解放を上奏しているという事実は、後宮内人口の多数を「宮人」が占めていたこと、またその人数は、代を重ねることに増加の一途をたどっていたことを示している。

こうして、増えに増えた「宮人」の扱いはひどいものであったようで、嘉靖二十一年には嘉靖帝を宮人たちが絞め殺そうとした事件が起こっている。「壬寅宮変」または「宮婢の変」と呼ばれるこの事件は、就寝中の嘉靖帝を宮人の楊金蓮らが絞め殺そうとしたが、結局失敗に終わった。そして、このことに連座して寵愛されていた妃嬪を含めて、多くの関係者が処刑されたというものである。この事件については、『明史』⁽⁷¹⁾や『明実録』⁽⁷²⁾、さらに『万曆野獲編』などの野史にも記載がみえる。⁽⁷³⁾しかし、どの記載も事件の経緯を述べるのみであり、起こった原因や背景を明らかにしていない。本当に嘉靖帝が寵愛していた妃嬪が事件に加担していたのかはわからないが、少なくとも実行犯は、「宮人」もしくは「宮婢」と称される女性たちであった。このことは、「宮人」たちが皇帝の殺害を目論むに至るほど、過酷な境遇に置かれていたことを物語る。

しかし、宮変で「宮人」が嘉靖帝の就寝中を狙ったということは、皇帝の身边に近づくことができたということである。また先述の泰昌帝生母王氏は、慈寧宮の「宮人」であり、そこで生活していた万曆帝生母李氏に仕えていた。⁽⁷⁴⁾その李氏に仕えたことで、二品以上の女性にしか贈られない「夫人」の称号を得ている者もいる。⁽⁷⁵⁾つまり、皇族の身近に仕えている存在であったことが見て取れる。繰り返される廷臣の上奏、そして宮変の後も「宮人」に対して何らかの行動たとえば人員削減等の動きはついになかったことは、身边の用をするために「宮人」は必要な存在だったといえる。なかでも皇太后、皇后か皇帝生母のいずれかであるが、特に皇帝生母の近くに仕えていることは、未来の皇帝となる皇子にも必然的に仕えることになる。女官でも后妃でもない「宮人」は、皇帝の養育係という特殊な立場をも含んで

いると考えることができるのである。

皇帝の養育係の、より具体的な例として「乳母」が挙げられる。皇帝の乳母についての最初の記述は、永業帝が乳母に称号を追贈したことである。⁽⁷⁶⁾ その後も、「乳婦」「乳媪」などさまざまな表記されているが、皇帝の乳母には称号が贈られていることが多い。

実は乳母となる女性があいつ、どのように選ばれたのかを示す史料はなく、また後宮内でどのように扱われたのかもよくわからないのであるが、乳母は必ず皇帝の即位前後に二品以上の女性にしか贈られない「夫人」の称号を得ており、乳母の夫や家族が指揮僉事など軍閥系の地位に冊封され、その地位に見合った俸禄を得るのみならず、その孫や甥などに世襲されるなど、特別な待遇がなされているのである。

皇帝には一人以上の乳母がいたと思われるが、すべての皇帝の乳母が「夫人」の称号を受けているわけではない。永業帝に続く洪熙帝は乳母に「夫人」の称号を贈ったという記述が見えないが、「保母」が「夫人」の称号を得ている。⁽⁷⁷⁾

こうした保母への待遇の理由もまた皇帝を育てたこと、そして長年仕えていることである。⁽⁷⁸⁾ そしてまた、乳母と保母の両方に「夫人」が贈られる例もあり、その一族も乳母の場合と同様の恩恵を蒙っている。このことから考えても、保母は乳母と同等のものと見なすことができると同時に、皇帝の養育に深く携わっていたことがわかる。

では、乳母や保母は、どのような人がそれにあてられたのであるうか。保母については、宮人を冊封する場合が多く、やはり母後の近くに仕えていた宮人が、そのまま養育係となっていたものと考えられる。しかし乳母は、母乳を与える必要性から既婚者、それも子供がいる可能性が高く、条件がかなり特殊である。ただ保母が宮人からなること、そして乳母はその条件の特殊性から、女官でも妃嬪でもありえないことから、両者は宮人というカテゴリーに分けざるを得なかったものと考えられる。

では、夫人の称号を得たとしても、乳母保母は相変わらず宮人、つまり後宮内の最下層としての扱いだったのだろうか。

『明史』の後妃の冠服についての記述には、皇后・妃・九嬪に続いて、宮人の前に「内命婦」の規定がある。⁽⁷⁹⁾「命婦」は爵位家や官僚の妻を指す言葉であり、夫の品秩によって夫人・淑人・徳人・宜人・安人・儒人と呼ばれている。⁽⁸⁰⁾こうした人々は外命婦と言われ、皇后の誕生日である千秋節などの際には宮中に参内し、皇后に拜謁することになっていた。このような外命婦と同様に、夫人の称号を得ている乳母保母は、やはり命婦といえようし、外命婦ともいえないことから、「内命婦」と規定できよう。そして、冠服が宮人とは異なっていることも、宮人と扱いが変わることを示している。それが証拠に、皇帝に関わる冠婚葬祭の儀礼の際の席次は、女官よりも上になっている。⁽⁸¹⁾女官は最高でも正五品であることから、二品以上である夫人が上位になることは当然であるが、元は女官の管理下にある宮人であったことを考えると、これは大変な特別扱いであることがわかる事例といえよう。

また天啓年間では、乳母の客氏が奉聖夫人に封じられ、魏忠賢とともに専横をふるい、後宮内では時に皇帝の後妃たちをも圧迫し死に至らしめることもあった。⁽⁸²⁾それを可能にしたのは、こうした後宮内の特別待遇が一つの要因であったともいえよう。皇帝が自らを育てた人物を優遇することで、その人物が専横をふるう構図は、洪武帝があれほど警戒した有力な外戚の発生にも似ている。そして、洪武帝が危惧したように多くの弊害をなしたのであるが、そうした人々の害毒が続くことはなく、皇帝の死とともに権力を失う点は、やはり皇帝専制体制が強固となった明代の特徴と言えよう。客氏も天啓帝の死と同時に権力を失い、最後は後宮で年老いた者が行き着く先である浣衣局に送られて、笞刑にされ、そこで亡くなっている。⁽⁸³⁾このことは、どれほど皇帝の厚遇を受け、地位や権力を持ったとしても、乳母そして保母は、やはり最終的なところは宮人扱いであったという証明ではないだろうか。

おわりに

本稿では、従来ほとんど研究されてこなかった明代後宮制度の内容と変遷、その実態について分析を加えた。

総括すると、明代後宮の女性には后妃・女官・宮人に区分できる。

まず后妃（淑女）は文字通り皇帝との婚姻が目的であり、選抜の条件は十五歳前後という年齢制限のほか、見た目の美しさを最重要視している。そして後宮に入った後は、皇后を頂点とする厳然たる身分制度に組み込まれることになる。女官（宮女）は、後宮の文書や物の管理をする役割を担うことから、文字の読み書きや計算といった事務能力が、第一に求められた。また、三十歳以上の婦人も採用されていることは、女官は婚姻対象ではないこと、つまり后妃とは決定的に違う存在であることを示している。この他、女官には六局一司という機構があり、后妃とは異なつた制度の上で統制されていたのである。

しかし、後宮女性の絶対多数を占めたのは、宮人と呼ばれる人々であつた。宮人は皇帝や后妃の身边に仕えており、そのなかには乳母や保母といった、皇帝の養育係になる者もあり、その功績により内命婦として特別な地位を授けられることもあつた。

これら后妃・女官・宮人は、洪武年間からそれぞれの規定や制度が見られること、明末まで存続していることから、全体的な明代の後宮の制度は、洪武帝が基礎を作り、明一代を通じて踏襲されたと考えてよいだろう。

洪武帝は、特に女官制度は唐代の制度を参考に整備し、そののち数回にわたつて改定を加えている。『明史』では唐代の女官制度よりも、人数が減つたことが特筆されていることから、洪武帝は唐代を強烈に意識していることがわかる。では、なぜ唐代だつたのであろうか。女官制度の設置理念や、明代と唐代の相違など、今後深く検討していく必要

がある。また、本稿ではあくまで後宮女性についてのみ焦点をあてたため、后妃たちと同じ後宮の構成員である宦官について、まったく触れる事ができなかった。明代の後宮を総合的に考察するためには、触れないわけにはいかない存在である。以上二点を課題として、今後検討を加えていきたい。

注

- (1) 『皇明祖訓』内令。
凡皇后、止許内治宮中諸等婦女人、宮門外一応事務、毋得干預。
- (2) 正統帝(天順帝)は九歳、万曆帝は十歳で即位している。
- (3) 『明史』卷百十三、后妃伝一。
- (4) 注3に同じ。
- (5) 注3に同じ。
- (6) 『明太祖実録』卷六十四、洪武四年夏四月戊申
曰、昔君天下者、必重後嗣為烝民主、皆選勳德之家貞良女子以嬖之。
- (7) 『明太祖実録』卷六十八、洪武四年九月丙辰
曰、朕君天下封諸子為王、必選名家賢女為之妃。
- (8) 『祖訓録』内令。

凡天子及親王皇妃宮人等、必須選扶良家子女、以禮聘娶、不拘処所、勿受大臣進送、恐有姦計。但是倡妓不許狎近。

(9) 合山究「選秀女」と明清の戯曲小説」『明清時代の女性と文学』汲古書院、二〇〇六年。

(10) 佐藤文俊「明代宗室の婚姻の性格」『明代王府の研究』研文出版、一九九九年。

(11) 注10に同じ。

(12) 『明太祖実録』卷二百三十一、洪武二十七年正月丙寅。

勅礼部、於河南・北平・山東・山西・陝西、凡職官及軍民家、或前朝故官家女、年十四以上十七以下、有容特無疾而家法良者、令有司礼遣之、俾其父母親送至京、選立為妃。

(13) 注10に同じ。

(14) 注3に同じ。

(15) 『晋書』卷三、武帝紀。

(16) 『北齊書』卷八、後主紀。

(17) 朱子彦「帝国九重天——中国後宮制度変遷」中国人民大学出版社、二〇〇六年。

(18) 『廿二史劄記』卷三十二、明代選秀女之制。

(19) 『明穆宗実録』卷二十五、隆慶二年十月己丑。

(20) 注17に同じ。

(21) 注18に同じ。

(22) 『彤史拾遺記』三、邵貴妃。

(23) 『明太宗実録』卷十一、洪武三十五年八月甲寅。

上謂禮部臣曰、今諸王并世子・郡王、多未婚。其下河南・山東・山西・北平諸司訪求官員軍民及前朝故官禮法之家、有女子及笄、容貌端厚、德行脩謹者、官給舟車令父母親送至京以備選擇。

求民間識字婦女充內職。上謂禮部臣曰、國家稽古置六尚之官、以典內事。舊制選民間識字婦女充之。今六尚俱未有人。爾禮部榜示中外、凡軍民之家、有識字婦人年三十至四十、女子年十七以上、不拘容貌、但願赴選者、官給驛舟、令其父母親送京師、量授以職、其合得俸以給其親、仍復其家。婦人年至五十願還鄉里、女子給事十年以上、願還家及適人者、俱從之。

(24) 『明太祖實錄』卷七十四、洪武五年六月癸未。

(25) 『万曆野獲編』補遺卷一、宮闈、選江南女子。

民間女子年十三歲以上、十九歲以下、婦人年三十歲以上、四十歲以下、無夫者、願入宮備使、令各給鈔為道里費、送赴京師。蓋女子以備六宮、而婦人則充六尚也。

(26) 『礼記』昏義。

古者天子後立六宮、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻、以聽天下之內治、以明章婦順、故天下內和而家理。

(27) 注24に同じ。

上諭中書省臣曰、近者礼部奏定中宮女織、遣奉張和・蔡旺往蘇杭二州、選民間婦女通曉書數願入宮者、得四十四人。其中堪任事者十四人、已俱授職、各賜白金三十七兩、以贍其家有年未及二十者三十人、各賜白金二十兩、遣還聽其適人。其已授女職者、令有司蠲其徭役。

(28) 『明太祖實錄』卷百三十五、洪武十四年春正月庚子。

敕諭、蘇・松・嘉・湖及浙江・江西有司。凡民間女子年十三以上十九以下、婦人年三十以上四十以下、無夫者。不問容貌妍醜、但無患疾、願入宮備使令者、女子人給鈔六十錠、婦人給鈔五十錠、為道里費、送赴京師。

- (29) 注25に同じ。
- (30) 注25に同じ。
俱係北産、不諳文理、故命江南選擇、不独取其美麗。
- (31) 注23に同じ。
- (32) 『明史』卷七十四、職官志三。
- (33) 『明英宗實錄』卷百五、正統八年六月壬寅。
- (34) 注3に同じ。
- (35) 『明太祖實錄』二十八上、吳元年十二月丁未。
- (36) 『明太祖實錄』卷七十四、洪武五年六月丁丑。
- (37) 注3に同じ。
洪武五年、定為六局一司。局曰尚宮・尚儀・尚服・尚食・尚寢・尚功、司曰宮正、秩皆正六品。每局領四司、其屬二十有四、而尚宮總行六局之事。戒令責罰、則宮正掌之。
- (38) 注36に同じ。
- (39) 『明太祖實錄』卷一六一、洪武十七年夏四月癸未。
- (40) 『明太祖實錄』卷二百四十一、洪武二十八年九月辛酉。
- (41) 『酌中志』卷十六。
- (42) 注3に同じ。
- (43) 注3に同じ。

(44) 注3に同じ。

明太祖鑑前代女禍、立綱陳紀、首嚴內教。

(45) 『典故紀聞』卷二。

(46) 注1に同じ。

(47) 注3に同じ。

(48) 注12に同じ。

(49) 注3に同じ。

(50) 『明史』卷百十四、后妃伝二。

母以子貴、寧分差等耶。

(51) 注3に同じ。

(52) メンドーサ・ゴンサーレス(長南実、訳)『チナ帝国誌』岩波書店、一九六五年。

(53) 『国朝宮史』卷二。

明季宮女至九千人、内監至十万人、飲食不能遍及、日有餓死者。

(54) 注3に同じ。

諸妃位号亦惟取賢・淑・莊・敬・惠・順・康・寧為称。

(55) 『明太祖実録』卷二百二十四、洪武二十六年春正月丁未。

(56) 『万曆野獲編』卷三、宮闈、封妃異典。

(57) 『明世宗実録』卷百十八、嘉靖九年十月壬戌。

- (54) 『明世宗實錄』卷百二十三、嘉靖十年三月丁亥。
- (59) 『明世宗實錄』卷百五十八、嘉靖十三年正月乙巳。
- (60) 嘉靖十三年、二十六年、三十一年、三十四年、四十三年と、大々的に淑女選びが行なわれている。
- (61) 『明世宗實錄』卷三百五十八、嘉靖二十九年三月丙辰。
- (62) 『諱禮通考』卷七十五、喪儀節三十八、未封妃喪儀。
- (63) 『明光宗實錄』卷一、萬曆三十四年三月。
- (64) 注45に同じ。
- (65) 注41に同じ。
- (66) 注50に同じ。
- 一日、帝入侍、太后問故。帝曰、彼都人子也。太后大怒曰、爾亦都人子。帝惶恐、伏地不敢起。蓋内廷呼宮人曰都人、太后亦由宮人進、故云。
- (67) 『明太祖實錄』卷三十四、洪武元年八月甲午。
- (68) 『明史』卷六十六、輿服二。
- (69) 注32に同じ。
- (70) 『明憲宗實錄』卷三、天順八年三月戊午。
- (71) 注50に同じ。
- (72) 『明世宗實錄』卷二百六十七、嘉靖二十一年十月丁酉。
- (73) 『万曆野獲編』卷十八刑部、宮婢肆逆のほか、『松窗夢語』卷五、災異記にも見られる。

- (74) 注50に同じ。
- (75) 『明神宗実録』卷四、隆慶六年八月乙卯。
- (76) 『明太宗実録』卷十四、洪武三十五年十一月癸卯。
- (77) 『明仁宗実録』卷一下、永樂三十二年八月丁卯。
- (78) 『明英宗実録』卷百四十、正統十一年夏四月乙卯。
- (79) 注68に同じ。
- (80) 『明太祖実録』卷六十二、洪武四年三月乙巳。
- (81) 『明神宗実録』卷五百二十、萬曆四十二年五月乙亥。
- (82) 注50に同じ。
- (83) 注41に同じ。